

# 社会福祉法人昭島市社会福祉事業団

## 平成31年度事業計画

### 1 事業方針

総務省統計局が平成30年6月1日に公表した、15歳未満の年少者人口は1548万4千人、前年同月比17万9千人（▲1.14%）と依然として減少傾向が続いています。

政府は少子高齢社会を成長の隘路と定義づけ、少子高齢化対策として政府が実現を目指す「一億総活躍社会」の最も根源的な課題は人口減少問題に立ち向かうこととし、「夢をつむぐ子育て支援」を新たな三本の矢の一つにしています。

東京都も平成31年度予算において「子供を安心して産み育てられる環境の整備」の施策に1313億円を盛り込み、妊娠、出産、子育て、幼児教育保育と切れ目のない「子ども子育て支援施策」を重点課題としております。

昭島市社会福祉事業団は、昭島市がおこなうこれら子ども子育て支援事業を推進する新たな受け皿の一つとして、平成27年の2月に設立後、同年4月より昭島市から学童クラブ事業の受託運営を開始し、平成29年4月からは認可保育所市立なしのき保育園を引継ぎ、社会福祉法人による多様な子育てニーズに対応する特定教育保育施設事業の運営をはかっております。

事業運営にあたっては、法人の設立趣意書等の理念を基本として「市民が安心して働き、生活できるよう良質で安心・安全な教育保育サービスを提供する」、「社会福祉法人として地域社会に貢献するとともに、行政、民間団体・法人、市民などとの連携の核となって、すべての子どもが輝き、笑顔があふれるまち昭島」の一翼を担うことを目指しております。

本年度は、社会福祉法改正による新たな法人組織体制から2年が経過し、新たな理事・監事が改選される年度となります。一層の少子高齢化の進行、急速に変わる社会経済状況の変化、とりわけ雇用状況の変化は、良質な人的サービスを運営の基盤とする本事業団にとっては多くの課題にも直面することが予想されます。また一方、子ども子育て支援策については、量の拡充から質の向上に移行しつつあります。

このことから事業計画については、単年度方式から計画期間を3か年として毎年度事業計画を見直す3ヵ年ローリング方式として、より中長期的な視点に立っての安定的かつ効率的な事業運営をはかり、多様化する子ども子育てニーズにしっかりと応えることで、地域福祉の向上と増進に努めてまいります。

### 2 計画期間

平成31年度～平成33年度の3ヶ年とします。  
多様化する子ども子育てニーズに適格かつ着実に事業実施を図るには、確かな財源と人材確保を裏付ける計画期間が必要であります。

### 3 重点目標

昭島市社会福祉事業団は、計画期間において重点的に取り組むべき5つの目標（課題解決の目標）を定め、着実に実施してまいります。

- ① 持続可能で安定的かつ効率的財政運営に努めます。

子どもたちが健やかに育つ教育保育を目標に、運営委託費や補助金、公定された社会福祉法人収入により、原則、教育施設の運営が図れる財務体質の改善に努めるとともに、民間経営のノウハウを生かした効率的な財政運営を図ります。また、社会福祉法人の持続可能で安定的な運営を図るため、新たな事業形態に向けて多角的な検討を進めるとともに、今後必要となる引当金等の財源確保（積立）を図ります。
- ② 人材確保するとともに人材育成を図ります。

幼児教育保育サービスの質の向上のために雇用状況が年々厳しくなる中に於いても、多様な専門職員を確保するとともに、人材育成を図ります。引き続き、東京都や昭島市が主催する研修のほか自主研修や各種団体が実施する研修を積極的に活用し、職員の専門性の向上と人材の育成を図ります。
- ③ 安心安全で快適な教育保育環境の実現に取り組みます。

子どもたちを取り巻く環境には、自然災害や火災、交通事故のほか、猛暑や感染症、いじめなど様々な子どもの安心安全と健康を脅かすものが潜んでおります。引き続き、子どもたちの安心安全を基本として、交通安全、災害時の対応訓練、救急救命や衛生管理の徹底を図ります。  
児童虐待の問題については、東京都（児童相談所）が作成するガイドラインに従い、市の子ども家庭支援センター等と連携して、未然防止と早期発見に取り組みます。  
また、安心安全で快適な教育保育環境の実現には、老朽化した施設の計画的な改修が必要となっており、必要な財源、補助金の確保を市に要請してまいります。
- ④ 透明性の高い信頼される法人運営を図ります。

引き続き、平成29年4月に開設した事業団ホームページを活用し、定期的に「園だより」等の法人ニュースを発信するとともに、法人概要、定款、事業計画や予算、決算状況等の公表を図り、透明性の高い事業運営に努めてまいります。
- ⑤ 働き方改革関連法等への対応を図ります。

急速な労働人口減少社会を迎え、国は平成31年度から順次関連する労働法制の施行を予定しています。同法の施行は、人的サービスを基盤とする本法人運営にも影響することが必至の状況となっております。今後、同一労働同一賃金の考え方に基づく、正規職員と非正規職員（契約職員、臨時職員）の賃金・福利厚生等の格差是正、また休暇が取りやすい職場体制の整備などへの対応が予想されます。これらについては関連法のガイドラインに従い適切な対応を図ってまいります。また、多様な働き方の選択を可能とする、新たな年金社会保険制度や有期雇用から無期雇用への転換についても周知等の徹底を図ってまいります。

## 4 主な事業

### I、法人本部

#### ① 理事会・評議員会等の開催

社会福祉法改正により理事会、評議員会の機能が大幅に見直されました。改正後2年間の実施経過も踏まえ、事業計画、予算、決算、重要な契約等重要事項のほか、諸課題について必要に応じて、理事会・評議員会で十分な論議を図り、適切な組織運営に努めます。

#### ② 適正な会計処理の実施

引き続き、(新)社会福祉法人会計基準省令による会計処理を図り、法人全体の財務状況を明らかにし、経営分析を可能とするとともに、情報公開にも資することを目的に、法人全体、事業区分別、拠点区分別に資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表の3つの計算書を策定してまいります。また、経理規定に基づき、月次報告のほか、四半期ごとの仮決算処理を行い予算の適正執行管理に努めてまいります。

#### ③ 職員の健康管理とワークライフバランスの推進

引き続き、衛生委員会を定期的を開催し、常用雇用者全員の健康診断を実施するとともに、雇い入れ時健康診断を実施します。また、労働安全衛生法に基づくストレスチェックを実施し、職員の心理的な負担の程度を把握し、医師面接等の対応を図りメンタルヘルス不調の未然防止に努めます。

また、育児休暇、介護休暇等が取得しやすい職場環境の整備に努め、仕事と家庭の両立支援を進めます。

#### ④ 障害者雇用について

平成30年4月から障害者の法定雇用率が2.0%から2.2%に引き上げられました。本事業団は、平成30年6月1日現在の常用雇用者数が98名であり、法定雇用として1名以上の障害者雇用の義務が生じております。今後、本事業団として障害者雇用の実施に向けて、障害者が従事する業務内容を十分に精査し、基準日を踏まえて障害者雇用計画を策定してまいります。

## Ⅱ、学童保育事業

学童クラブ運営事業は、基本的に家庭に代わる「遊び及び生活の場」として、家庭と小学校を繋ぐ、子どもの育成保育の施設です。また職員と保護者との連携、保護者への支援を拠点としての機能や役割をあわせ持った組織・機構です。本事業団ではこの目的を達成するために、年間支援計画書の中で年間目標及び月間目標を立て、児童がいきいき、のびのびと安全で安心して豊かな放課後を過ごせる居場所づくり、また、児童の身体的、精神的及び社会的な発達成長を保障し、日々現場で起こる様々な出来事に的確に対処し、必要に応じて保護者とも協議をしながら児童の自立を支援していきます。

### ① 日常の育成、保育活動

学校から下校した児童たちは、ランドセルをしょって各学童クラブに登所し、職員は『おかえり』と言う温かい言葉で迎えます。降所までの間、宿題をやり、おやつを食べ、室内戸外ともに工夫を凝らしたあそびや生活をするこゝで、個々や集団での安定した育成、保育活動を行い、行事や誕生会等のイベントなど、楽しみに参加できるように計画していきます。また、職員は児童の人数に対して適正に配置するとともに、職員の休暇等の対応には代替職員を配置し、児童の安全保育に努めていきます。

### ② 主な学童クラブの行事予定

- ・ 4月歓迎会・5月子どもの日の集い・6月保護者会・7月8月七夕会/夏まつり
- ・ 9月お月見会・10月ハロウィン・10月11月お店屋さんごっこ
- ・ 12月お楽しみ会・1月鏡開き・2月節分会/バレンタイン
- ・ 3月ひな祭り会/入所説明会/お別れ会・毎月誕生日会・他ランチパーティー等

### ③ 学校との連携

個々の児童育成の手助けに必要な情報提供、不審者情報など児童の安全を確保するため、学童クラブと学校や地域、関連団体との連携を密にするるとともに、学校等との日常的な情報交換等連携の強化に努めていきます。

### ④ 情報連絡会の有効活用

情報の共有化や、学童クラブ運営の課題や取組みに対する意識を図るとともに、問題解決の方法、サービスの向上につなげるために、各学童クラブより代表が参加し毎月情報連絡会を開催します。節目には全支援員、必要に応じて補助員も出席し情報の共有を徹底していきます。

### ⑤ 巡回相談事業

各学童クラブの環境整備や児童への身体的、精神的な発達支援を、新設される（仮称）昭島市児童発達支援センターと連携し、専門的な知識を持つ臨床心理士が、年3回定期的に巡回訪問します。巡回の日、カンファレンスの日を設け、児童たちにとって学童保育は楽しい居心地の良い場所となるよう、継続的な支援、対応をしていきます。

### Ⅲ、保育園事業

昭島市から移管後3年目となりますが、引き続き、市と連携を密に図りながら保育所（教育保育施設）の運営をしております。保育所保育指針を基本に、市立なしのき保育園の運営規程を継承した『なしのき保育園運営規程』に基づき、利用者のご意見にも耳を傾けながら、教育保育サービスの質の確保、向上を目指します。

また、地域に愛される保育園として、安心できる環境の中で、子どもたちが心も身体も健やかに成長できるよう、なしのき保育園の特色を生かした教育・保育を目指します。

事業の目的 児童福祉法第39条の規定に基づいて、乳児及び幼児の保育事業を行います。併せて子ども・子育て支援法第7条第4項の規定に基づいた教育・保育施設を運営します。

#### ①日常の幼児教育・保育活動

一人ひとりの子どもを大切に育てる保育、大切にされることで自立していく生活、自らやろうとする意欲、学ぼうとする気持ちを教育・保育に繋げていきます。

#### ◎個を大切に育てる乳児保育（0、1、2歳児）

人としての大事な基礎を育てる乳児期には、安心できる環境の中で、一人ひとりの成長、発達、生活リズムに合わせた対応を大切に、一人の保育士が少人数の乳児を担当し、子どもの伸びる力を最大限に援助する担当制保育を行っていきます。個性に寄り添った保育の中で「心」と「育ちとまなび」を育て、豊かな情緒をはぐくむお手伝いをしていきます。

#### ◎生活力と学習力の幼児教育、保育

3歳、4歳、5歳児は縦割りで生活しています。年齢の異なる友達と生活することで自然に身に付く縦割り社会の仕組み、思いやるやさしい心、豊かな人間関係を築き、人と関わる力、自立を育てていきます。

特色ある活動として新たな取り組みの活動を設定し、子どもたちの興味と才能を引き出していきます。また、同年齢での、年齢に則した教育活動の充実、就学に向けて5歳児教育活動も、就学前プログラムに基づき「自ら学ぶ力」を支えています。

#### ②主ななしのき保育園の年間行事

- ・4月 入園進級式/保護者会
- ・5月 園外保育/親子遠足/保護者会
- ・6月 運動会/歯科検診
- ・7月 七夕祭り/プール開き
- ・10月 年長児保護者会/園外保育/芋ほり/芋煮会
- ・11月 保育まつり/なしのき劇場（2歳～5歳）お楽しみ会（0歳～1歳）
- ・12月 クリスマス会
- ・1月 祖父母とあそぼう会/保護者会
- ・2月 節分会
- ・3月 雛祭会/お別れ会/入園説明会/卒園式
- ・毎月 乳児健診/身体測定/避難訓練/防犯訓練/交通安全訓練/出前保育/お話し会/えいごであそぼう会/ダンスやリズムあそび

- ・年3回 全園児健康診断 ・その他随時 誕生会/保育参観/保護者面談

### ③食育の充実と食の安全の確保

食事を通じて食の大切さを身につける食育は、重要な保育事業です。栄養士による食育プログラムは、各年齢に則した指導を行い、簡単クッキング（調理保育）では、子どもたち自身が楽しみながら調理し、食べるという経験をすることで、食べる意欲や感謝の気持ちを育てます。その際衛生面に十分留意し、食の安全確保に努めます。

### ④障害児保育への対応

心身に障害のある乳幼児、及び特別な配慮が必要な乳幼児の入所に際しては、新設される（仮称）昭島市児童発達支援センターや昭島市と連携し、必要に応じて加配保育士を配置します。障害のある乳幼児に必要な配慮をしながら、一緒に参加できる援助や保育を行うことにより、子どもたち全体にも思いやりの気持ちが育ち、いたわりの気持ちが生活の中で自然に身につくよう、保育を行います。

### ⑤小学校及び学童クラブとの連携

保育所から小学校及び学童クラブへの情報の提供や共有をし、接続が円滑に図れるよう、継続した支援の充実を図るとともに、小学校及び学童クラブとの相互交流に努めます。また、保護者向けに小学校教諭による就学準備の心得などの話を聞き、子どもたちの就学に向けて発達や学びの連続性を踏まえた、集団での様々な体験活動を中心とした幼児教育の質の向上に努めます。

### ⑥地域に根差した運営

在宅で子育てをしている家庭に対して、保育園の専門性を活かし地域子育て支援事業、一時預かり、保育園行事への参加や健康センターと連携し、育児相談や出前保育を、地域の子育て支援として実践してまいります。また、お年寄りとの交流を定期的におこない、異年齢交流を実施してまいります。

### ⑦安心安全で快適な建物環境整備

安心安全で快適な教育保育を確保するため、随時必要な建物施設の補修や改修を図ります。

なしのき保育園の冷暖房機器は、設置23年経過しており、この数年故障しがちとなっており、近々の改修の必要性が生じています。平成32年度を目途に東京都の補助金を得て改修が図れるよう努めます。

### ⑧待機児対策について

引き続き弾力的運用の範囲内において待機児解消に努めるとともに、今後見直しが予定される「昭島市子ども・子育て支援事業計画」に基づき市と協力連携して待機児対策を進めてまいります。